

# 令和8年度【前期】甲種（新規）・乙種防火管理資格取得講習案内

## 1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イ及び同条同項第2号イの規定に基づき、防火管理に関する講習会を実施し、防火管理者の資格を付与することを目的とする。

## 2 受講対象

- (1) 防火管理者を定めなければならない防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者
- (2) その他防火管理の資格取得を希望する者

## 3 講習区分

- (1) 甲種防火管理新規講習（甲種防火対象物の防火管理）

※ 甲種防火対象物とは、飲食店・ホテル・病院等で不特定多数の人が出入りする建物で300㎡以上、学校・寺院・工場等で500㎡以上の建物をいいます。

◎ ただし、主として、避難が困難な要介護者又は避難が困難な障害者等（養護老人ホーム・障害者支援施設など）で収容人員10人以上のものは、面積に関係なく、甲種防火管理新規講習の対象となります。

- (2) 乙種防火管理講習（乙種防火対象物の防火管理）

※ 乙種防火対象物とは、飲食店・ホテル・病院等で不特定多数の人が出入りする建物で300㎡未満、学校・寺院・工場等で500㎡未満の建物をいいます。

## 4 講習日時

令和8年7月16日（木） 9時20分～16時00分（甲・乙種共通）

令和8年7月17日（金） 9時10分～16時00分（甲種のみ）

（乙種防火管理講習は1日目、7月16日の受講、甲種防火管理新規講習は2日間の受講が必要です。どちらの講習も1科目でも欠席、遅刻又は早退がありましたら修了証を交付できません。）

## 5 講習会場

周南市福川南町2-1 新南陽ふれあいセンター（別添案内図参照） TEL (0834) 63-5000

※ 駐車場は、新南陽市民球場を御利用ください。

## 6 受講申込書受付期間

令和8年6月22日（月）8:30～令和8年7月3日（金）17:15

定員は、80名です。受講申込書受付期間中であっても、定員に達し次第締切ります。

## 7 申込方法（いずれかの方法により申込をしてください。）

- (1) 窓口に持参・・・その場で受講票をお渡しします。
- (2) 電子メール・・・受付完了後、受講票を添付して電子メールを返信します。
- (3) 郵送・・・受講票返送のため、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 申込先

周南市消防本部 予防課予防査察担当（〒745-0056 周南市新宿通5丁目1番3号）

E-mail: sho-yobo@city.shunan.lg.jp

## 8 申込に必要な書類等

- (1) 受講申込書

別添受講申込書に必要事項を記入して提出してください。

※電子メールで提出される場合、申込書はPDF形式又はWord形式で送付してください。

- (2) 写真

上半身脱帽、背景のないもので6か月以内に撮影した写真1枚

※窓口、郵送で申込をされる場合

【縦4cm×横3cm×1枚（裏面に氏名、撮影年月日を記入）】

↓裏面に続く

※ 電子メールで申込をされる場合

写真データは jpeg 形式とし、名称を【氏名（撮影年月日）】としてください。

（例 【周南太郎（2025.01.12）】）

9 講習内容

別添講習日程表のとおり

10 受講料

4,100 円（税込み）（講習テキスト代・甲・乙種とも）講習当日に、つり銭のいらないよう御用意ください。

※ インボイス制度対応のため、当日発行する領収書に宛名が必要な場合、受講申込書の備考欄に希望する宛名の記載をお願いいたします。

領収書は、防火管理業務テキスト代として東京法令出版株が発行したものをお渡しします。

11 修了証

乙種は 1 日目、甲種は 2 日間にわたって全科目を受講された方に修了証を交付します。

12 講習科目の一部免除

消防設備点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている者又は自衛消防業務講習の課程を修了している者は、講習事項の免除を申請することにより、「防火管理の意義と制度の概要」の講習事項が受講免除されます。資格を有し、講習事項の免除を希望される方は、受講申込書の講習事項免除申請欄へ必要事項を記載するとともに、該当の免状又は修了証（写し可）を申込時に提出してください。

なお、講習事項が一部免除される場合は、受付時間・講習時間が他の受講者と異なりますので、注意してください。

※ 講習科目の一部免除の方は、下記日程表の網掛け部分の講習科目が免除になります。

受付時間は 1 日目が 9 時 45 分～10 時 00 分、その後オリエンテーションを行い、2 日目は 10 時 10 分の着席状況により受付とみなします。なお、免除された科目の受講も可能です。

防火管理講習時間割		
	時 間	科 目
(甲種新規・乙種共通) 1 日目	8:50～9:15	受付
	9:15～9:20	オリエンテーション・あいさつ
	9:20～10:10	防火管理の意義と制度の概要 I
	10:20～11:10	火気管理と出火防止対策 I
	11:20～12:10	施設・設備の維持管理 I
	12:10～13:10	昼食
	13:10～14:00	防火管理の進め方と消防計画 I
	14:10～14:50	防火管理に係る訓練及び教育 I
		消防用設備等の取扱訓練（消火器）
		15:00～15:45 防火映画
	15:50～16:00 質疑応答・乙種修了証交付	
(甲種新規) 2 日目	8:50～9:10	受付
	9:10～10:00	防火管理の意義と制度の概要 II
	10:10～11:00	火気管理と出火防止対策 II
	11:10～12:00	施設・設備の維持管理 II
	12:00～13:00	昼食
	13:00～13:50	防火管理の進め方と消防計画 II
	14:00～14:50	防火管理に係る訓練及び教育 II
	15:00～15:15	消防用設備等の取扱訓練（屋内消火栓）
	15:20～15:50	防火映画
	15:50～16:00	質疑応答・甲種修了証交付

この時間が免除されます

免除を受ける方の受付時間は、

- ・ 1 日目  
9 時 45 分～10 時 00 分
- ・ 2 日目  
10 時 10 分の講義開始時に着席を完了していること。

通常受講の方とは異なりますので、御注意ください。  
なお、免除された科目を受講することも可能です。

問合わせ先

〒745-0056 周南市新宿通5丁目1番3号

周南市消防本部予防課予防査察担当 TEL 0834-22-8771